

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月3日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査の対象

市民課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2. 監査の期間

令和2年1月28日から令和2年2月14日まで

3. 監査の方法

監査対象課等に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。

ただし、次の事項については改善措置が必要と認められる。

○手数料の現金受払の管理について、新庄市財務規則に基づき現金受払簿の適正な整備に努めること。

○急な停電等のシステムトラブル時の窓口対応について、対策を整理し、マニュアルの作成など危機管理体制の整備に努めること。